特別報告・次期介護保険制度改正

社会保障審議会・介護保険部会の議論より

公益社団法人　認知症の人と家族の会
副代表理事　花俣　ふみ代

次期介護保険制度改正に向けた主な検討

（１）介護予防・健康づくりの推進
　　・健康寿命の延伸
（２）保険者機能の強化
　　・地域保険としての地域の繋がり機能マネジメント機能の強化
（３）地域包括ケアシステムの推進
　　・多様なニーズに対応した介護の提供・整備
（４）認知症「共生」・「予防」の推進
（５）持続可能な制度の再構築・介護現場の革新
　　・介護人材の確保・介護現場の革新
　　・給付と負担

次期介護保険法改正 ● 制度の持続可能性の確保

＜社会保障審議会介護保険部会での検討事項より＞　　＊赤字（２）・（６）は導入項目

（１）被保険者・受給者範囲

（２）補足給付に関する給付のあり方

・介護保険施設等で利用者負担とされている居住費・食費について低所得者への一部補助（補足給付）の見直し

（３）多床室の室料負担

（４）ケアマネジメントに関する給付の在り方

（５）軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

（６）高額介護サービス費

・利用者負担上限額の引き上げ

（７）「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

（８）現金給付

食費・居住費の助成（補足給付）に関する給付の在り方②

考え方

○　ショートステイの食費・居住費の助成（補足給付）の所得段階について、保険料の所得段階と整合させるとともに、能力に応じた負担とする観点から精緻化し、食費の本人支出額について、所得段階間の均衡を図ることとしてはどうか。

○　具体的には、以下のようにしてはどうか。

・　補足給付第３段階の年金収入額を保険料の所得段階に合わせて2つに分け（「第３段階①」・「第３段階②」。下図参照。）、その上で、第３段階②の補足給付について、介護保険三施設と同額に設定（▲710円/日）。

・　食費が給付外となっているデイサービスとの均衡等の観点から、第３段階①、第２段階の助成額についても、負担能力に配慮しつつ、見直し。

・　各所得区分毎の段差が300円から400円となるように調整。

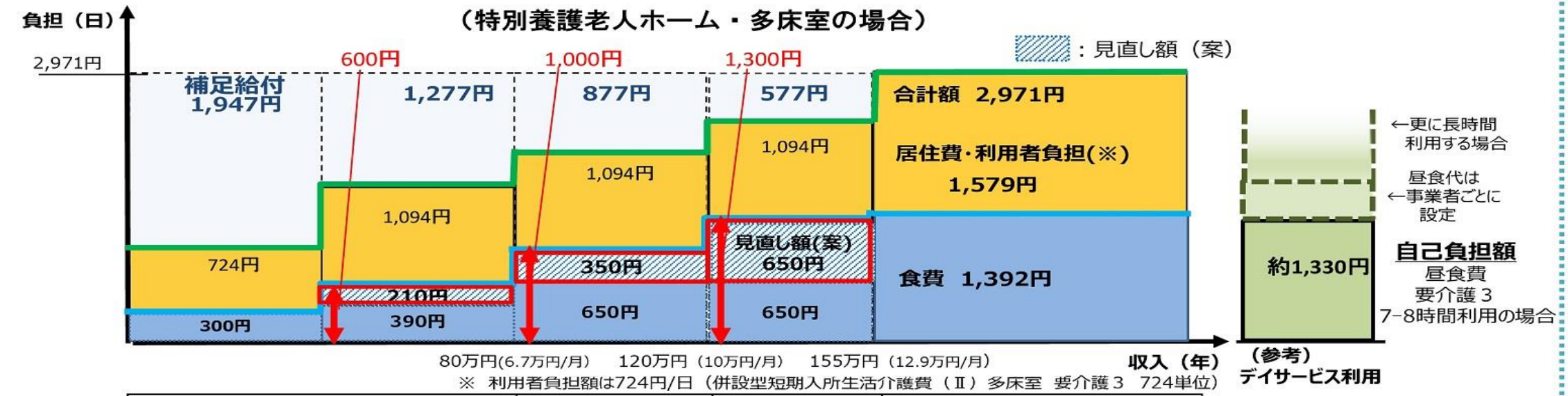

保険料段階	第１段階		第２段階 本人年金収入等80万円超120万円以下	第３段階 本人年金収入等120万円超	第４段階 ・本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）（第４，５段階） ・本人が市町村民税課税（第６段階～）
補足給付段階（現行）	第１段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第２段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第３段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超		第４段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税
補足給付段階（見直し案）	第１段階 生活保護被保護者 世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者	第２段階 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	第３段階　① 世帯全員が市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円超120万以下	第３段階　② 世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	第４段階 ・世帯に課税者がいる ・本人が市町村民税課税

高額介護サービス費・利用者負担上限額の引き上げ

介護保険の自己負担限度額（月額）	
収入要件	世帯の上限額
現役並み所得相当 （年収約383万円以上） （注：平成29年見直し前の基準※１）	44,400円（※２） 第二号被保険者を含む同一世帯の者のサービス自己負担額の合計
一般 （１割負担者のみ世帯は年間上限あり※３）	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円
年金80万円以下等	15,000円

見直しのイメージ

医療保険の負担限度額（H30.8～）（70歳以上・月額・多数回該当）	
収入要件※４	世帯の上限額
①年収約1,160万円以上	140,100円
②年収約770万～約1160万円	93,000円
③年収約383万～約770万円	44,400円
一般	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円
年金80万円以下等	15,000円

※１
○　世帯内の第一号被保険者の課税所得が145万円以上であり、かつ、第一号被保険者が一人のみの場合は年収約383万円以上（世帯内に他の第一号被保険者がいる場合は合計520万円以上）

○　現役並み所得者は、被保険者ベースで約170万人（全一号被保険者の約4.8%）。さらに、サービス受給者数ベースでは約16万人（全一号被保険者の約0.5%）。うち、自己負担額が44,400円を超えるサービスを利用する者は約10万人（全一号被保険者の約0.３%）。※４と同じ割合と仮定すると、年収770万円以上の者は約1.4万人、年収1,160万円以上の者は約1.7万人。

※２
○　実際には、高額介護サービス費の上限に到達するのは、例えば以下のケースが想定される。
・３割負担者本人が介護サービスを利用しているケース
⇒ 介護状態でありながら現役並み所得を得ている（不動産収入等がある）場合
・３割負担者本人は介護サービスを利用しておらず、その配偶者（２割負担）が介護施設に入所しているケース
⇒ 本人が就労し高収入を得ており、かつ、配偶者が年額280万円以上の厚生年金の受給等がある場合

※３
○　年間上限446,400円。平成30年９月～令和元年８月支出決定分で累計51,809件。（高額サービス費全体の件数（令和元年８月：1,639,419件）の3%）

※４
○　医療保険制度における70歳以上の加入者のうち、現役並み所得相当が占める割合は約7.7%
このうち、
①　年収約1,160万円の占める割合は約17%
②　年収約770万～約1,160万円の占める割合は約14%
③　年収383万～約770万円の占める割合は約69%

介護保険制度改革
（イメージ）

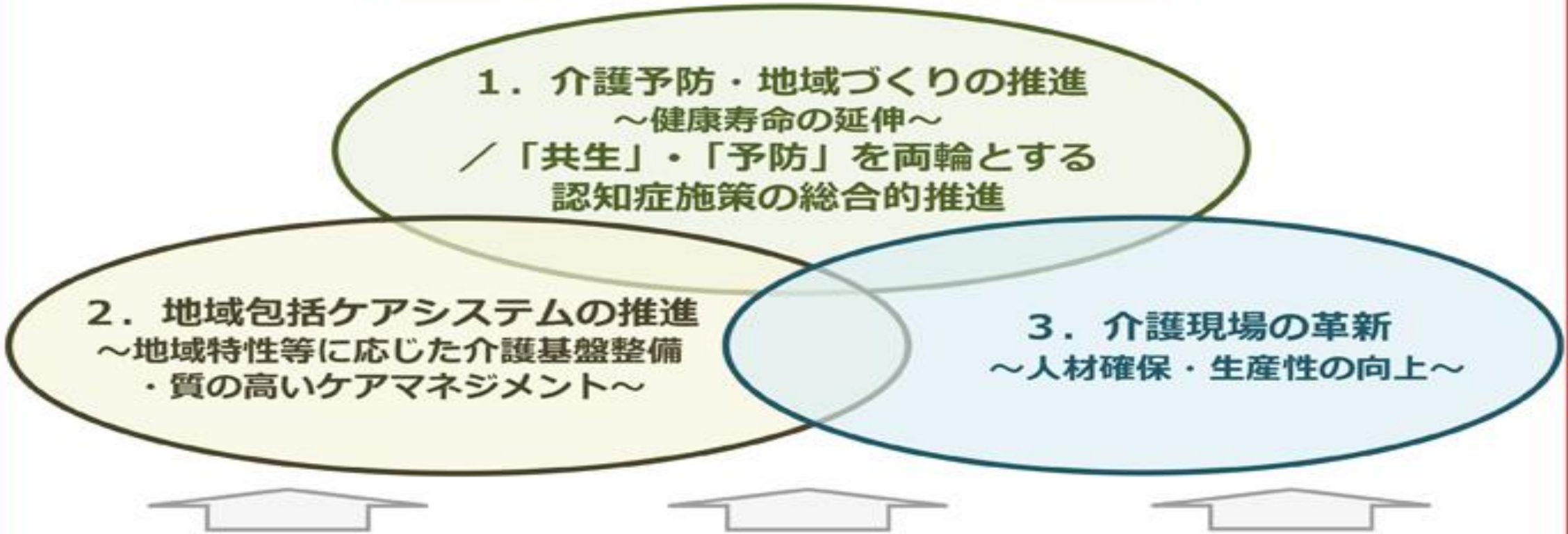

保険者機能の強化 ＋ データ利活用のためのＩＣＴ基盤整備

制度の持続可能性の確保のための見直しを不断に実施

給付費の増大と、“制度の持続可能性”

給付費の増大　⇒　“制度の持続可能性”のため
財政健全化に向けた徹底した歳出削減が求められる

本当にそうでしょうか？

- 社会保障費全体のうち、介護保険が占める割合：約８％
- 加入者（被保険者）：7,640万人（総人口の約6割）
  介護認定者660万人のうちサービス利用者494万人
- すべての加入者は毎月介護保険料を納付

「保険あってサービスなし」では、納得できない！

- 「軽度者」（要支援～要介護２）の介護保険外し
  高齢者＝認知症の増加とともに要介護者が重度化
  在宅介護が成り立たたなくなる

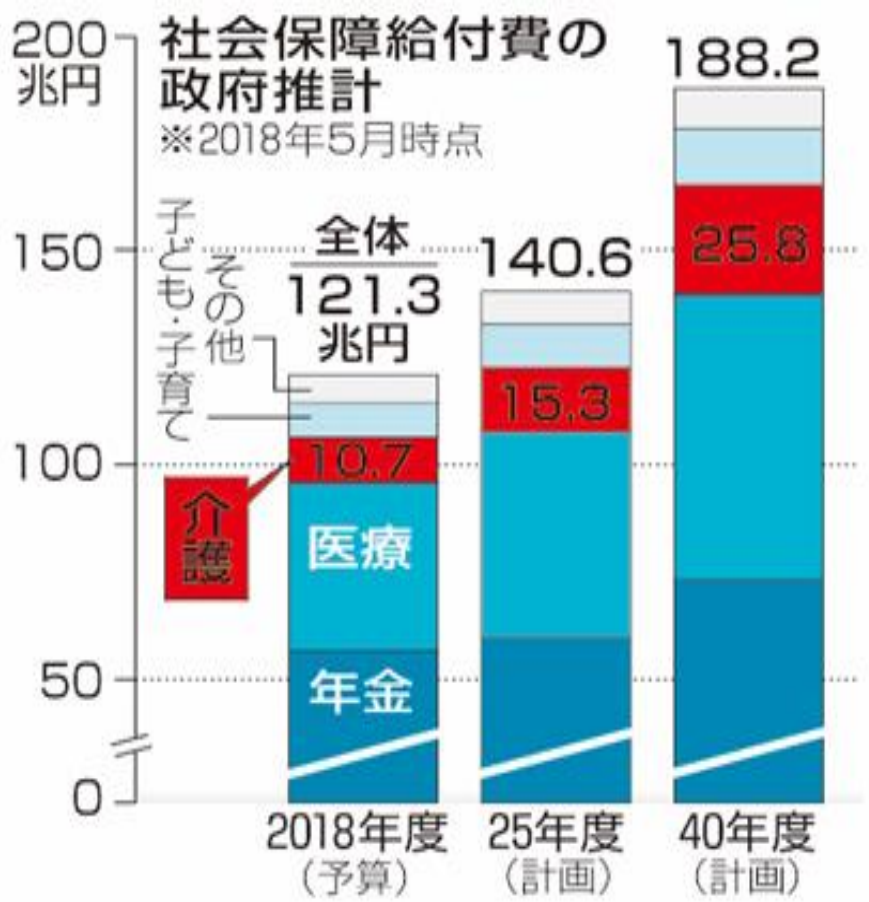

“先に財政ありき”で社会保障費を削減するのは全く見当違いの方向であることは明白

家族の会として～　　認知症の人と家族の会ＨＰより

- 「介護保険の困りごと」アンケート調査報告書　―「安心要望書（2019 年版）」作成にむけて―
- 認知症の人も家族も安心して暮らせるための要望書2019年　（3/28）

- 憲法25条の理念に立ち返り、認知症になっても安心して、いきいきと生活できる　明るい未来を
（総会アピール　6/1）
- 消費税増税の上に、原則2割負担導入は絶対に認められない　（7/1日 緊急アピール）
- 認知症になっても安心な暮らしを実現する社会保障を求め続けよう
（支部代表者会議アピール　10/26）
- 介護保険法 改正における緊急アピールを発表（2019年12月24日）